

産業廃棄物の最終処分手続の 変更に関するお知らせ

産業廃棄物の処分に係る事前申請と契約締結の方法を変更します

対象産業廃棄物 **全ての産業廃棄物**(がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず他)

対象排出事業者 **全ての排出事業者**

運用開始日 **2025(令和7)年4月1日(火)**

対象処分場 **①JP響灘廃棄物処分場**

②北九州市響灘西地区廃棄物処分場 ※

※②の産業廃棄物の受入れは北九州市発注工事及び市有施設発生分に限る

変更事項

① 産業廃棄物の処分は、**工事現場毎**に
事前申請による契約が必要となります。

② 事前申請には**埋立処分依頼書、工事契約書写し**等の
必要書類の提出をお願いします。

※発生場所、発注者等が明確でない産業廃棄物は当社で処分できません。

③ 必要書類の受付後、**最短3営業日**程度で**書類審査**し、
処分契約を締結します。

④ 石綿含有産業廃棄物も
上記と同様**①～③**の受入手続きが**必要**となります。

問い合わせ
及び申請先

ひびき灘開発(株) 韶灘事業所
TEL:093-771-3991

E-MAIL spotkeiyaku@hibikidev.co.jp



手続の詳細はコチラ

なお、当社以外の処分先をお探しの場合は下記へお問い合わせください。

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会 北九州支部 (TEL: 093-481-7052)